平成 17 年 12 月 2 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

１号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の不具合の調査結果について

定格熱出力一定運転中の当所１号機において、平成 17 年８月６日、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機＊１の定例試験を実施したところ、当該発電機が電源系統に接続できなかったことから、同日午前 11 時 11 分、保安規定第 60 条に定める「運転上の制限」＊２を満足していないと判断いたしました。

その後、当該発電機を電源系統に接続する受電用しゃ断器を予備のしゃ断器と交換し、当該発電機の定例試験を再度実施したところ、予備のしゃ断器を含めた当該系統の健全性が確認できたことから、８月９日午後３時 32 分、「運転上の制限」を満足していると判断し、「運転上の制限」の逸脱から復帰しております。

（８月６日、９日お知らせ済み）

当該受電用しゃ断器について詳細に調査した結果、しゃ断器内の動作部に使用しているグリース＊３の劣化が確認されました。これにより、当該動作部の摩擦が大きくなり、正常に動作しなかったものと推定しました。

これは、当該受電用しゃ断器の発電所内での点検時に動作部へグリースの補充をしていましたが、動作部内部のグリースまでは交換ができておらず、結果的に劣化が進行したことによるものと推定しました。

（添付「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 電源系統図」参照）

今後、当該受電用しゃ断器と同型のしゃ断器については、できるだけ早期にグリースの交換を行うよう、計画的に作業を進めていきます。

なお、当該受電用しゃ断器と交換した予備のしゃ断器については、グリースの交換が終了しています。

以　上

＊１：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
高圧炉心スプレイ系は非常用炉心冷却系の１つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉内に水を補給するための設備であり、ディーゼル発電機はその系統のポンプ等に電源を供給する発電機。

＊２：「運転上の制限」
保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

＊３：グリース
鉱油に金属石鹸または黒鉛などを混合したもので、軸受けやギア、機械の摩擦部などに用いる潤滑剤。

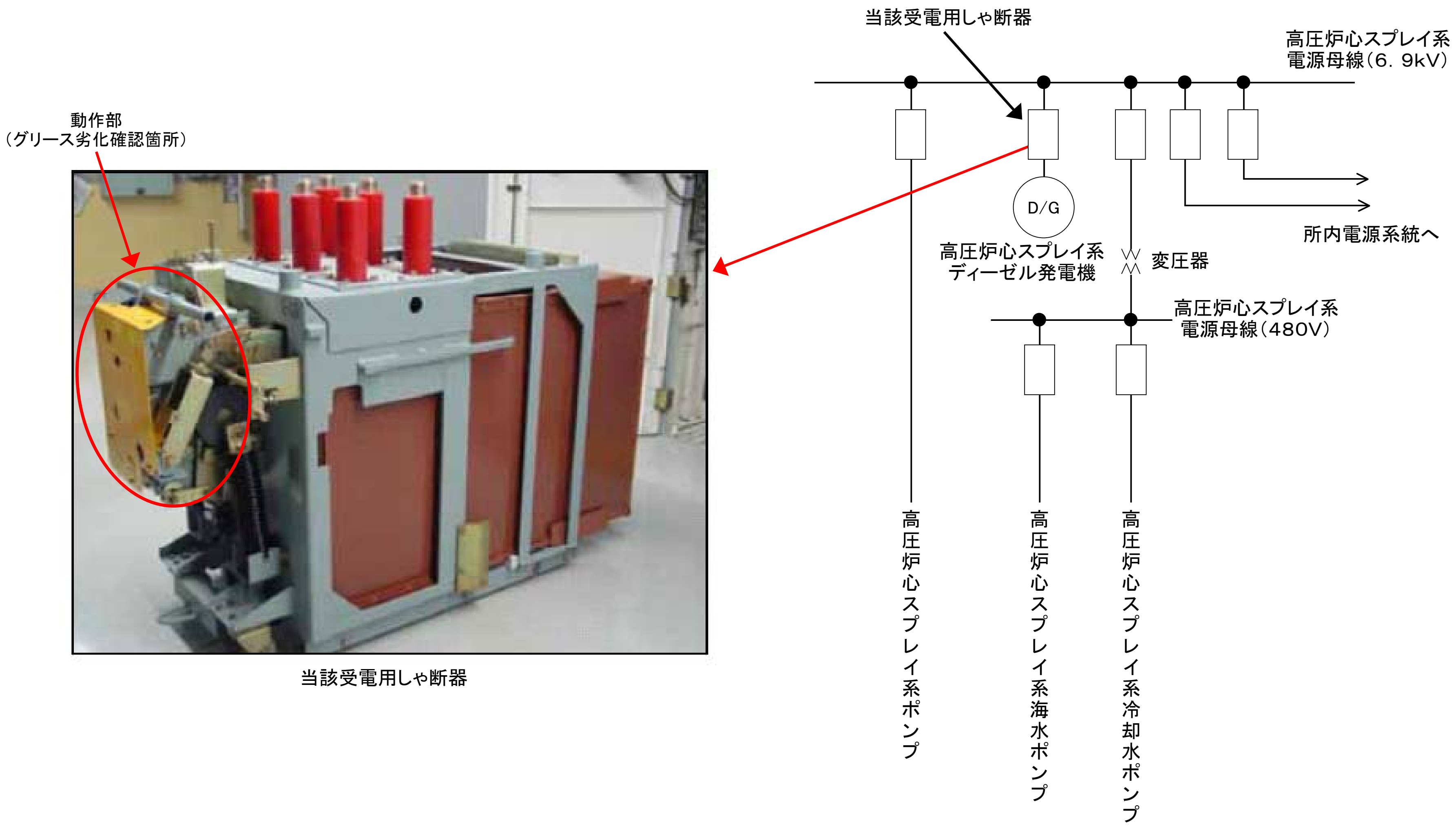

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 電源系統図